

光市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成29年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成30年5月16日

光市監査委員 松 本 利 幸
同 林 節 子

平成 29 年度

定期 監査 報告 書

光市 監査 委員

定期監査の結果報告

- 1 監査の時期 平成29年11月13日から平成30年4月25日まで
- 2 監査の対象
 - (1) 市長部局
 - ア 政策企画部 企画調整課、広報・シティプロモーション推進室、
財政課、行政改革・情報推進課
 - イ 総務部 総務課、秘書室、防災危機管理課、入札監理課
 - ウ 市民部 市民課、税務課、収納対策課、生活安全課、人権推進課、
地域づくり推進課
 - エ 大和支所 住民福祉課、地域事業課
 - オ 環境部 環境政策課、環境事業課、下水道課、深山浄苑
 - カ 福祉保健部 福祉総務課、高齢者支援課、子ども家庭課、健康増進課
 - キ 経済部 農林水産課、商工観光課
 - ク 建設部 監理課、道路河川課、建築住宅課、都市政策課
 - ケ 会計管理者 会計課
 - (2) 教育委員会 教育総務課、学校教育課、人権教育課、
文化・社会教育課、体育課、図書館、
学校給食センター
 - (3) 市議会
 - (4) 農業委員会
 - (5) 選挙管理委員会
 - (6) 水道局 業務課、工務課、浄水課 (簡易水道特別会計分)
- 3 監査の範囲
 - (1) 平成28年度における、市債権のうち、「公債権（強制徴収公債権に限る。）」の管理及び回収の合規性、適正性について
 - (2) 平成28年10月分から平成29年9月分の支出の財務事務について

4 監査の方法

監査に当たっては、事務事業が関係法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを関係帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの状況の聴取等通常実施すべき監査手続きにより実施した。

5 監査の結果

監査の結果、概ね適正に処理されていると認められたが、次の事項については検討、改善をされるように要望する。

(1) 下水道使用料、下水道受益者負担金について

まず、下水道使用料の徴収に関しては、光市水道局と基本協定書を締結し徴収委託を行っているところであるが、現行の基本協定書の内容は下水道条例の改正による条ずれに対応していないことから、協定書の標記では不具合が生じている。また、基本協定書には自動更新を明記した条項が存在しているが、市の委託契約書において自動更新条項の記載は好ましくない。以上のことから、基本協定書を早急に改正することを要望する。

次に、下水道受益者負担金については、未収金の内容を精査するとともに、法令等に則った手続のもと滞納処分や不納欠損等適切な事務処理をされることを要望する。

(2) 保育園保育料について

保育園保育料の徴収・収納事務に関しては、各園と委託契約を交わして事務の委託を行っており、滞納者への対応も園が中心となり行われている。そのため、在園児の保護者に対しては接触する機会も多く、滞納分の回収にも一定の成果が見込めるものの、過年度分となる卒園児の保護者に関しては園のみで対応することは困難であり、滞納分の回収が滞っている。このような状況のもと、担当部署では電話による対応が中心となっており、過年度分の滞納については、徴収事務を十分行うことなく5年の時効を迎え不納欠損扱いとなっている。今後は、担当部署と園の緊密な連携のもと、滞納者への積極的な臨戸訪問や文書による通知など改善を図るとともに、適正な徴収事務の執行が行われることを強く要望する。

(3) 河川占用料について

河川占用料に関し、占用料の申請書が条例で規定されているものとは違う様式で提出・受理されているものが見受けられたので、正しい申請書で提出するよう指導されることを要望する。

(4) 契約書の押印について

契約書の押印に関しては、地方自治法第234条第5項に「普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、」講じなければ「当該契約は、確定しないものとする。」との規定があるほか、光市文書取扱規程第21条第2項に「契約書、登記文書その他閉じ替えを禁ずる文書には、その閉じ目に割り印をしなければならない。」との規定がある。しかしながら、契約書に市長印が押されていないもの、また、袋とじがされているもので割り印が押されていない契約書が多く見受けられた。今後は、契約書作成にかかる知識の普及を図るとともに、適正な契約事務の執行が行われることを強く要望する。

6 最後に

今回の定期監査は、平成28年度分の市債権のうち、「公債権（強制徴収公債権に限る。）」の管理及び回収の合规性、適正性について特に徴収事務、滞納整理事務関係を中心に監査を実施した。

監査の結果については、概ね法令等に則った事務処理がなされていたが、下水道使用料に係る基本協定書の内容、河川占用料に係る申請書の誤り、下水道受益者負担金及び保育園保育料に係る徴収事務の対応、契約書の押印など、改善すべき点がいくつか挙げられた。

今後は、期限内に納入される納付者との均等を失うことのないよう納付者間の負担の公平・公正を原則に、債権の適正な管理、回収の事務が行われることを強く要望するとともに、契約書事務の適正な執行が行われるよう職員への指導を徹底されることを要望する。